

令和 3 年第 11 回守山市農業委員会総会議事録

第 11 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 11 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 45 号～議第 50 号

議第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 48 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による現況農地

でない旨の証明申請に対し、証明をすることについて

議第 49 号 賃借料情報の提供をすることについて

議第 50 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）の設定について

報告第 46 号～報告第 51 号

報告第 46 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 47 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 48 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 50 号 農地変更届出について

報告第 51 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘

2 川島 忠文

3 林 茂一

4	石田 達男	5	木村 伊太郎	6	寺田 久重
7	林 善治	8	下村 耕	9	戸田 守晃
10	山本 麻紀代	11	園田 耕三	12	寺田 英子
13	秋山 新治				

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	水原 正純
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 11 回守山

市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 3 時 25 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 11 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 4 件、報告案件 6 件の合計 12 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

9 番 戸田 守晃 委員

10 番 山本 麻紀代 委員を指名いたします。

○議長 （第7条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第45号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第45号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第9条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第45号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の

要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 45 号の提案理由の説明といたします。

○議長 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3 番の借り受け人の所在地が県外になっていますが、守山市内に作業拠点があるのですか。

○農政課 佐薙主事

守山市内に従業員の方がおられますので、その方が中心に耕作されます。

○議長 長

3 番の件に関しまして、借り入れの経緯や場所など詳しく説明をお願いします。

○農政課 佐薙主事

○○○○○○○○で○○○○○○○の栽培をされている法人の紹介で、○○○の栽培を計画されています。場所は、○○○○○○○の前にありますハウスで、以前に○の栽培をされていたところです。

今回、〇〇〇の栽培になりますが、他の事業としてウェブサービス・アウトドアサービスなどを企画されていたり、他市でも農業はされておりまして、この度、守山市でも展開されるものです。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3番の地目は「田」ですが、ハウスであるので現況は「畑」になっているので、地目としては違和感がありますね。

○農政課 佐藤主事

現状は、ハウスが3棟ありまして、農地台帳の地目が「田」となっております。

○議 長

水稻の育苗ハウスは「田」の地目で当然で、〇〇〇〇の栽培などのハウスも同様であると思いますし、「田」でのハウス栽培は、問題は無いと思います。また、「田」は水稻の作付面積の対象となるので、ハウスなどで利用される「田」は、その減反対象面積としてカウントされることが多いと思います。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○ 議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○ 議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定することに決しました。

○ 議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○ 農政課

ありがとうございました。

○ 議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 46 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○ 書 記

朗読いたします。議第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 46 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,337 平方メートル、自作の田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇 〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、41.7 アール、通作距離は 0.7 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,104 平方メートルの畑、ならびに〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,137 平方メー

トルの現況 畑です。譲渡人は、草津市〇〇 〇丁目〇番
〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、守山市〇〇 〇ー〇ー
〇ー〇〇〇 〇〇ビル〇階 不在者 〇〇 〇〇の財産
管理人 弁護士 〇〇 〇〇 さん、大津市〇〇 〇丁目
〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、草津市〇〇
〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲受人は、野洲市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載の
とおりです。譲受人の経営面積は、153.3 アール、通作距
離は6.5 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。また、第2号の法人要件（農地所
有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、
個人であるため適用ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業
常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、
第5号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満
たしているため該当しません。このことから、農地法第3
条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第46号の提案理由の説明といたします。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

別段、問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2 筆の売買になりますが、内 1 筆は以前から譲り受け人が借り受け耕作されていた農地になり、今回売買で購入されるものです。もう 1 筆の畑は「遊休地」となっているところですので、今回、解消されるので好都合かと思いますので、問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第 1 0 条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 47 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第47号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 47 号につきまして提案

理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 5 ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 6 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 5、6)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 185 平方メートルで、自作の畑です。譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は駐車場および自宅の庭です。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅公共施設等が連たんしている区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 7、8)

〇〇 〇〇 〇〇〇番〇 30 平方メートル、登記地目は

田、現況は雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得し
た時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、
事由は農作業用の駐車場です。備考欄に記載のとおり、主
要地方道〇〇〇〇線の整備にかかる道路用地の残地で、耕
作されておらず、無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、住宅公共施設等が連たんした区
域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基
準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第
5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,385 平方メートルの田で、
譲渡人は、守山市〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳、譲受人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式
会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。譲
渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相
続で、契約内容は売買、事由は資材置場です。備考欄に記
載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P11、12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 495 平方メートルで、登記地目は畑、現況は雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、

譲受人は、草津市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳ならびに 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は分化住宅です。備考欄に記載のとおり、平成16年頃から畑作を辞めて、駐車場等宅地化した無断転用の是正案件で、開発許可に該当します。〇〇 〇〇さんの実家が〇〇町で、実家近くに住まれるものです。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内的の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇

中学校、〇〇〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 P 13、14)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 342 平方メートルの現況畑で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。ならびに、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 56 平方メートルの現況 畑、同じく〇〇 〇〇〇番〇 626 平方メートルの田、同じく 〇〇 〇〇〇番〇 260 平方メートルの田で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、東大阪市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。それぞれ譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買になります。事由は、〇〇医院です。備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はな

く農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

6番の案件です。(位置図 P15、16)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 499平方メートルの田で、貸人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、借人は、京都市〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。お二人は親子関係です。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は分化住宅です。備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第47号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番と 6 番の案件を●● ●●委員にお願いします。
す。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありました、

1 番、6 番とも問題は無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番と 5 番の案件を●● ●●委員にお願いします。
ます。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件は、道路拡幅のために残地となったもので、
耕作は厳しいと感じます。今回は隣地の方が買いたいと話
がまとまったものです。

5 番の案件は、○○医院の開設になり、地元との協議も
まとまったものです。

両案件とも問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3 番の案件は、東側に農地が残りますが、若干影響があ

るのではないかと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4番の案件は、申請地の全面が道路で周囲の三方は宅地
ですので、農地への影響はありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

●● ●●委員と現地確認いたしました。

3番の案件は、資材置き場になりますが、周囲の開発が
進んでおり、排水を考えると○○○に負担がかかるのでは
ないかと思います。

6番の案件は、東側に用水路がありますので、水路に影
響を及ぼさないように離れた計画になっております。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 48 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 48 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による現況農地でない旨の証明申請に対し、証明をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第48号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、位置図は18ページからとなります。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 登記地目は畑、現況は山林で、面積は69平方メートルです。

申請人は、大津市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん〇〇歳です。30年前より耕作しておらず、竹林となっており、非農地証明を出すものでございます。

非農地証明の基準等の一つに、「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地となっているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。現況は、自然林等である。」ということがあり、

これに基づき、非農地証明を発行しようとするものでございます。

以上で、議第48号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当の●● ●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

この地域は、都市計画の中で「公園」として計画されています。図のとおり、〇〇〇の堤防沿いの農地であることから、〇〇〇の竹やぶが押して来ているところです。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今の説明の中で、ある条件を満たしたら「非農地」として認められるとのことでしたが、それはポツンと遊休地があって耕作されなかったら、「非農地」になるのですか。

今回のケースでは、〇〇〇沿いには竹林があるので、それに付随するとの理由なのでしょうか。

○事務局

今回は竹林ではありますが、20年以上その状態であると証明された案件には、「非農地」として判断することが可能になります。しかし、農用地に関しては、優良農地の確保の観点から、その対象にはなり得ません。

他では、タケノコ栽培の土地は農地となりますので、誤

解のないようにお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ほったらかしにして、樹木が生えたものも認められるのでしょうか。

○事務局

対象になるかと思いますが、故意による行為は難しいかと思います。例えば、正月用の門松や榊の木の栽培など管理不十分であっても耕作されているものと考えます。

○議長

聞いておられるのは、耕作放棄地になって 20 年経てば農地から除外するかですが、今は、農地パトロールなどで指導に入ることになるのですね。

○事務局

20 年経てば必ず非農地となるものではありません。それまでに耕作放棄地の解消に向けて指導していくものです。

○事務局

過去に、この周辺で指導された経歴はありません。

○議長

20 年の確認はどうしているのですか。

○事務局

自治会長や農業組合長に、20 年が経過している確認をい

ただいています。

○議 長

その方の証明書が添付されているのですね、もう少し、客観的に航空写真を確認するなどが必要ではないでしょうか。

○事務局

はい、わかりました。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は、現況農地でない旨の証明をすることに対し、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、議案のとおり現況、農地でない旨の証明をすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第 49 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 49 号 賃借料情報の提供について

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 49 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

賃借料情報の提供をすることについては、賃借料の額を公表することについて、本委員会の決定を求めるものでございます。詳細は、事務局より説明いたします。

○事務局

農地法第 5 2 条の規定に基づき、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供します。別紙の「守山市賃借料情報」をご覧ください。

令和 2 年 1 月から令和 2 年 1 2 月までに締結または公告されました 1 反あたりの平均価格を求めたものです。田

については各学区に、畑は普通畑と野洲川跡地の特殊畑に分けております。普通畑はデータ数が乏しいため、市内全域を一つの区域としております。

(別紙の賃借料情報 説明)

なお、この「賃借料情報」は、平均であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結をお願いしています。

以上で、議第 49 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

ただいまの案件に対して、農地委員会において賃借料情報の検討を行っていただきましたので、農地委員会から報告をお願いいたします。

○●● ●●農地委員長

去る、10月19日に農地委員会を開催し、今年度の「賃借料情報」の提供について検討いたしました。今までの賃借料は現物支給のコメでも取引されているので、コメの価格をJAの概算金を参考に「60kg 12,000円」と設定していましたが、JAが合併され産地が拡大したことやコロナ禍の中、コメの消費が減少したことを受けコメの在庫がだぶついているようで、令和3年度のJAの概算金

が大幅に引き下がりました。このように大きな変動がある概算金額では、賃借料情報の基礎データとしてなじみませんので、今年度から「コメの物納は対象外とする。」と農地委員会は判断したことを報告いたします。以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は、原案のとおり賃借料情報として提供することに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり賃借料情報として提供することに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 50 号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 50 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）の設定について
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 50 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

下限面積（市内一円 50 アール）における別段面積の設定については、農業委員会は、毎年、下限面積の別段面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、来年度の下限面積の別段面積の設定につきまして、事務局担当より説明させていただきます。

○事務局

説明いたします。

この件につきましては、農地法第 3 条の許可要件の一つである下限面積は法定で「50 アール」については、農業委員会の適正化の通知に基づきまして、毎年検討すること

になっております。

今年も「下限面積は法定の 50 アールとして、『別段の面積』は設定しない。」ことを提案申し上げます。

理由としまして、別紙の資料をご覧ください。

- 1 2020 年の農業センサスにおいて、守山市では経営面積 50 アール未満の農家数が農地法施行規則第 17 号第 1 項第 3 号で定める基準の 40 %を下回らない。
- 2 農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地は 0.65%以下で推移している。
- 3 新規就農者には、1 ページの下段の農地法施行令第 2 条による、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外により、草花等の栽培で集約的経営を行う場合は、下限面積以下でも例外的に認めることが可能であり、新規就農者の障害とならない。また、新規就農の農地の確保には、「農業経営基盤強化促進法」による賃借の利用権設定を設定することで初期の投資を低く抑えられ、農地の売買による取得以外にも農業経営方法がある。
- 4 農業者の耕作意欲の減退等にとまなう離農者の増加により、担い手の経営規模が拡大し、農地利用集積率 60%であり、また、農政課による集落営農の集積を

含んだ集積率では 74%と進んでいることから、法定の
下限面積 50 アールが現状に適さない状況にない。

- 5 市内での農地法第 3 条による申請者は大規模な農家
またはそれに準じる農家であることから、問題が生じ
たことは無い。

以上のことから、別段面積の設定を行わなくても法定の
下限面積である 50 アールで対処できるものと考えます。

(※② 60%・・・①農業経営基盤法による農業委員会の集計。
②農政課の集計では、①と集落営農などの作
業委託等の借受けを含めると 74%にな
る。)

以上で議第 50 号の説明とさせていただきます。

○議長

ただいまの案件に対しましても、農地委員会において下
限面積の検討を行っていただきましたので、農地委員会か
ら報告をお願い致します。

○●● ●●農地委員長

先ほどと同じく 10 月 19 日に農地委員会を開催し、下限
面積の検討を行いました。

昨年、空き家バンクとして登録される物件に付随する農
地の権利移動の対応や集落内の些少な農地の所有権の移
転などの意見がありましたが、この下限面積の設定は年に
一度検討しますので、事案が発生した時点で考えれば良い

のでないか、また、積極的に下限面積を下げれば投機目的の対象にもなり得ないと思いますので、農地委員会では「今年度の設定は行わない。」と判断したことを報告いたします。

ただ、最近空き家が増えてきて付随する些少な畑を隣の方が買いたいが買えない状況があると考えますので、事案が発生した場合には、対応を考えたいと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。守山市の下限面積は50アールであり、別段の面積の設定は行わないとすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の下限面積は50

アールであり、別段の面積の設定は行なわないとすることに、決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 46 号から報告第 51 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 46 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 47 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 48 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の

報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

20 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 50 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 51 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長 長

ご苦劳様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され

た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 35 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 11 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

9 番 戸田 守晃

10 番 山本 麻紀代